

教育委員会だより

「学校教育推進の重点（学校別紹介）」



音読群読発表会

第1回 「高柳小学校」

「自分の思いを伝え合い、認め合い、高め合う学校づくりを目指して」

高柳小学校の1日のスターは、玄関での元気のよい「あいさつ」から始まります。児童が心を一つにし、楽しく合唱して学習に入ります。

授業では「自分の思いを豊かに表現できる児童」を育成するよう実践に努めています。授業中の基本話形（話し方・聞き方の約束）を統一すること。また、多目的ホールを利用した、おすすめの本紹介、各学年ごとの音読群読発表会やがんばり発表会など、これらの機会を持つことで、自分の思いを自信を持って発言できる子が増えました。

また、地域の人と教師が「読み聞かせ」を実施することで、朝の活動として、読書と合唱を行っています。「読書タイム」では、教師と共に読書の楽しさを味わい、年間に14冊の本を読む子もいました。

また、地域の人と教師が「読み聞かせ」を実施することで、児童が心を一つにし、楽しく合唱して学習に入ります。



「読み聞かせ」の取り組み

（文：学校長 田中勲）
「教育とは、子どもはどの子も その子しか持っていない その子の光りを持っている それを光らせるのが教育である」を学校運営の方針に、1人ひとりの持つ良さや可能性を伸ばし、「自分の思いを伝え合い、認め合い、高め合う学校づくり」をさらに推進していく

読書好きの子も増えてきました。読書の後は合唱です。4月は「春の風」を歌いました。

児童が心を一つにし、楽しく合唱して学習に入ります。

授業では「自分の思いを豊かに表現できる児童」を育成するよう実践に努めています。

授業中の基本話形（話し方・

聞き方の約束）を統一すること。また、多目的ホールを利用した、おすすめの本紹介、各学年ごとの音読群読発表会やがんばり発表会など、これらの機会を持つことで、自分の

思いを自信を持って発言できる子が増えました。

また、地域の人と教師が「読み聞かせ」を実施することで、児童が心を一つにし、楽しく合唱して学習に入ります。

出会いが、子どもたちのこれから生き方、自分の夢を切り拓く大きな力となっていくことを願っています。

本年度は、「計算・漢字などのドリルタイム」を設け、基礎・基本の定着と、家庭の支援をいただき学習習慣の定着にも努めています。

出会いが、子どもたちのこれから生き方、自分の夢を切り拓く大きな力となっていくことを願っています。

まちの文化財

(22)

八木城跡

兵庫県に国指定文化財の城跡

が、いくつあるか分かりますか。

姫路城跡、篠山城跡、赤穂城跡、洲本城跡など県下で14の城

跡があります。但馬では、朝来市和田山町の竹田城跡、豊岡市出石町の此隅山城跡と有子山城跡、そして養父市の八木城跡の4城だけです。

八木城跡は平成9年に国指定文化財になりました。国指定の面積は39万3千平方㍍で、そこには八木城跡、八木土城跡、殿

屋敷遺跡などがあります。

文化11年(1814)1月13日、全国測量の旅の途中で養父市を訪れた伊能忠敬は、測量日記に、

「下八木村、右四町ばかり古城跡、字城山。永禄2年まで八木但馬守居城。その後天正8年まで別所豊後守居城のよし」と書

っています。永禄2年は天正8年、天正8年は慶長5年の間違

いのですが、伊能忠敬も八

木城を調べました。

八木城跡には2つの重要な性

格があります。第1は、天正13年(1585)、天下を治めた羽

柴秀吉が別所重宗を大名に任命

し、八木城に入れたことです。重宗は、養父市内で1万2千石を与えられて八木藩の城と城下町を整備しました。

第2は、室町時代に山名氏の四天王として活躍した八木氏の城跡ということです。八木氏は、福井市の「一乗谷」に城下町を築いて栄えた越前朝倉氏の本家筋にもあたります。

八木城跡は、標高330㍍の城山に本丸を築いています。城下町の方向を、高さ9・3㍍の

高い石垣で防御しています。櫓台石垣や虎口など、江戸時代の

城郭の源流となる豊臣大名が築いた繩張りが現在も保存されています。

高い石垣が残る八木城跡を、但馬を代表する歴史遺産として、ぜひ一度、見学してみてください。

（社会教育課）



健康ワンボイントアドバイス

「あわぐみ健診」の 上手な受け方

保健師 廣橋真紀

皆さんは、あわぐみ総合健診を「ただ受けるだけ」で終わらせていませんか。

現在、中高年層を中心に増加している、がんや心臓病、脳卒中といった生活習慣病は、初期段階では自覚症状が現れにくいため、健診を受診して少しでも早く発見する方が大切です。

生活習慣病予防のために、積極的に活用していくましょう。

(1) 一度は受けましょう

昨年は「異常なし」という結果だったからと油断しているかもしれません。人間の体は、1年で随分と変わるもので、病気の種は

大切なことです。また、かかりつけ医のいる人は、相談してみてください。

(3) 内容をよく理解しましょう

「精密検査の必要なし」と言われても、油断は禁物です。正常範囲よりも少し高めの値にも着目しましょう。

また、複数の検査値が「少し高め」の場合、相乗効果によって危険な状態です。検査結果を理解することで、自分の体を理

さるまんな所にまかれています。毎年の受診で、病気の芽を摘み取りましょう。

(2) 要精密検査と言われたら…

近いうちに必ず受診しましよう。受診を先延ばしにしても、良いことは一つもありません。

医師の指示をもうひとつがんばりましょう。

解します。まだ、検査記録は保存しておきましょう。

(4) 結果を日常生活に生かします

6月1日から駐車違反の 取り締まり制度が変わります

放置車両の使用者責任の拡充をめざす。運動不足や偏った食生活などは、どうすれば改善できるのでしょうか。一度にたくさんのことを実践しても長続きしません。

「できぬことから一つずつ」がポイントです。

■ 放置違反金制度の導入

確認標章（ステッカー）が取り付けられた車両について、運転者の責任追及ができない場合、放置車両の使用者に放置違反金（反則金と同額）の納付が命ぜられる場合があります。

また、放置違反金の納付を繰り返し命ぜられた車両の使用者に対しては、一定期間、車両の使用を制限する命令がされます。

■ 確認事務の民間委託

警察官以外に民間の「駐車監視員」が巡回し、放置駐車違反の車両を確認した場合は、その車両にステッカーを取り付けます。

違反金を滞納して公安委員会による督促を受けた者は、滞納状態が解消されない限り、車検手続きを完了することができません。

■ 短時間の放置駐車の取り締まりを強化

良好な駐車秩序を確立するた

■ お問い合わせ／養父警察署

（☎ 0662-0110）

